

平成25年11月定例会 防災対策特別委員会（事前）

平成25年11月28日（木）

〔委員会の概要〕

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①）

【報告事項】

- 南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）の公表について（資料②）
- 津波災害警戒区域（案）の公表について（資料③）
- とくしま情報伝達訓練について（資料④）
- 徳島県農業版業務継続計画（農業版BCP）の改訂について（資料⑤⑥⑦）
- 都市計画法施行条例の一部改正とこれに伴うパブリックコメントの実施について（資料⑧）
- 新海部病院の基本設計について（資料⑨）

三宅危機管理部長

今回3点、御報告をさせていただきます。

まず1点目は、南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）の公表についてでございます。委員会資料（その1）を御覧願います。

1ページの目的の①に記載のとおり、南海トラフ巨大地震が発生した際のライフライン、交通施設、生活支障等の被害を明らかにすることにより、被害軽減に向けた予防対策はもとより、早期の復旧・復興に向けた具体的な対策を検討するための基礎資料として、第二次となる想定を去る11月25日に公表させていただいたところでございます。

2ページを御覧願います。主な想定結果といたしまして、ライフライン被害の一番上に記載いたしておりますが、最大のケースで上水道の被災直後の断水率が92パーセント、その二つ下になりますが、電力の被災直後の停電率が98パーセント、右側中段の生活支障等がございますが、最大時の避難者数が36万2,600人など、大変厳しい被害を想定いたしたところであります。

3ページには県全体の主な被害の内訳を、また4ページから5ページにかけては、

主な被害の様相と必要な対策について取りまとめを行っております。それ以降のページにつきましては、結果一覧表として市町村別の被害状況を取りまとめたものを添付させていただいております。

今回の想定は、南海トラフ巨大地震に係る県独自の想定といたしましては最終となるものであり、これで一連のシミュレーションを終えたこととなりますので、これまでの津波浸水想定や第一次の被害想定などの内容も踏まえ、県民の皆様には日頃から家庭や地域において備蓄や停電・断水への備えを進めていただきますとともに、市町村や防災関係機関等と連携をし、挙県一致による応急・復旧体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、津波災害警戒区域(案)の公表についてでございます。委員会資料(その2)を御覧願います。

津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域(案)についても同様に、11月25日に公表させていただいたところであり、上段の枠囲いですが、この津波災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンであります。津波が発生した場合に住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波被害を防止するため警戒避難体制を特に整備すべき区域として、全国に先駆けて指定するものであります。指定する区域は、公表内容に記載のとおり、現行の津波浸水区域を基本に10メートルメッシュごとに基準水位を記載いたしております。次に、下段の枠囲いですが、区域指定することで市町・避難促進施設における避難対策をより確実なものとし、また基準水位を表示することで津波からの効率的な避難対策が可能になると考えております。

今後、3か月程度の周知期間を設けた後、県の公示により正式に指定することとし、その間、その趣旨や内容について丁寧に説明を行い、県民の皆様には正しく御理解いただけるよう努めますとともに、区域指定を契機といたしまして、関係市町と連携し、確実かつ効率的な津波避難対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、裏面に県庁付近の図をお示しいたしております。上段は津波浸水想定図であり、下段はこれに対応するこの度の基準水位を示したものでございます。

3点目は、とくしま情報伝達訓練についてであります。委員会資料(その3)を御覧願います。

携帯電話のメール機能という身近なツールを利用し、発災時の情報伝達を行い、減災効果を高めるための、とくしま情報伝達訓練を来る12月20日金曜日14時から実施いたします。実施内容としましては、県内の携帯電話をお持ちの方に、一斉にチャイム音とともにメールが届くこととなりますので、県民の皆様にはこのメールを合図に、しゃがむ・頭を隠す・じっとするなどの身を守る待避行動を取っていただくというものでございます。この訓練を通して、大勢の方々が様々な場所で同時刻に参加することで、発災時の対応が確認でき、県民の皆様一人一人の防災意識が高められ、自助力、スキルの向上が図られるものと期待いたしております。本県では初めての訓練でございますので、今後、県民生活に混乱を来さないように周知に努めるとともに、待避行動について多くの県民の皆様積極的に

御参加いただけるよう広報に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

吉田農林水産部長

この際 1 点、御報告申し上げます。

徳島県農業版業務継続計画、いわゆる農業版 B C P の改訂についてでございます。お手元に御配付いたしております委員会資料（その 4）を御覧いただきたいと存じます。

南海トラフ巨大地震の大津波への備えといたしまして、被害が想定されず農地等の速やかな復旧とその後の円滑な営農再開に向けまして、農業分野での体制を構築するために、去る 6 月 7 日に都道府県レベルでは全国初となります農業版 B C P を策定いたしましたところでございます。この度、先般 6 月議会での御議論や策定後の農林水産総合技術支援センターでの実証試験結果、そして東部・南部の沿岸地域ごとの対策協議会における意見等を盛り込みまして、11 月 25 日に改訂いたしました。

資料中ほど 3 の主な改訂のポイントを御覧いただきたいと存じます。本県の農業版 B C P は、県 B C P 本体の部分と別冊のマニュアル集の 2 部構成となっております。主な改訂内容でございますが、県及び関係団体が対応すべき取組をまとめました B C P 本体のほうでは、平時に行います事前対策といたしまして、地籍調査の推進に関する項目の追加など、また関係団体の B C P との関連といたしましては、被災時における J A が所有する施設の活用推進を追加しております。また、農業者の方々に御活用いただく、「津波・塩害からの営農再開マニュアル」におきましては、海水に漬かった農地の作物別の除塩目標といたしまして、なると金時などの品目の追加や現場で簡易に土壌の塩分濃度を分析する手法の解説などを追加しております。

4 の今後の推進方策といたしましては、現場での実地訓練によります体制・機能の検証や、宮城県へ派遣しております本県職員の意見を反映するとともに、市町村や農業団体との連携を深めながら、進化する農業版 B C P として内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

中内県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料 1 ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額の欄、下から 4 段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては今回 150 万円の増額をお願いするものでございます。補正後の予算額は 227 億 6,122 万 8,000 円となっております。また、補正額の財源につきましては右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に、2 ページをお開きください。補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。この度の補正予算につきましては住宅課の補正でございまして、来年 4 月の消費税率引上

げを見据え、木造住宅の耐震リフォームを一層促進するため、耐震リフォーム相談員による訪問相談やセミナーを拡充する経費として、150 万円の補正をお願いしております。

4 ページをお開きください。その他の議案等といたしまして（1）請負契約でございます。ア、一般国道 195 号道路改築工事出合大橋上部工に係る請負契約につきましては、一般競争入札により資料記載の共同企業体が落札いたしております。

以上で、提出を予定しております県土整備部関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、この際 1 点、御報告させていただきます。

都市計画法施行条例の一部改正とこれに伴うパブリックコメントの実施についてでございます。お手元の資料（その 5）を御覧ください。

1、条例改正の理由でございます。南海トラフ巨大地震等を迎え撃ち、防災・減災に係る移転を更に促進させるため、開発審査会付議基準の一部を条例に移行し、許可手続の大幅な簡素化と迅速化を図ります。また、移転に伴う経済活性化の効果をより一層高めるため、更なる規制緩和を盛り込みます。

2、条例改正の概要でございます。次ページの表を御覧ください。開発審査会付議基準から条例への移行を予定している項目の一覧でございます。一番左の番号は全部で 33 項目ある付議基準の項目番号で、移行の対象は 2、3 号の農家世帯等の分家、5 号の収用対象事業、13 号の大規模既存集落内における住宅、23 号の飛び地の条例宅地及び 27 号の指定道路に面する物品販売店舗、並びにさきに規制緩和として改正・追加を行いました 28、29 号の特定活断層調査区域からの移転及び 33 号の用途変更など、防災・減災に係るものや定型的でかつ実績のあるもの計 9 項目、件数にして全体の約 6 割でございます。また、27 号につきましては条例化に併せて、日用品に限定していた販売品目の制限や道路から 60 メートルといった要件を削除いたします。

1 ページ目にお戻りください。3、今後のスケジュールでございます。今県議会で御論議いただいた後、パブリックコメントを 11 月 29 日から 30 日間実施し、県民の皆様、関係団体の声をお伺いします。その間、関係市町への意見照会を行い、条例案を作成し、2 月定例会では条例案の御審議をお願いしたいと考えております。

今後とも時代のニーズに即した都市計画の見直しを適宜行いながら、防災・減災と地域経済の活性化に資するまちづくりにしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

坂東病院局長

病院局から 1 点、御報告させていただきます。

移転改築を進めております新海部病院の基本設計についてでございます。お手元にお配りしております資料（その 6）を御覧ください。

新海部病院の設計につきましては、昨年 11 月から基本・実施設計を行ってきたところでございます。このうちの基本設計がこの度、完了いたしました。新病院では、平常時は県南地域の医療の拠点として、災害時は県南地域の新たな防災拠点として、リバーシブル

な機能を備えた病院を設計のコンセプトとしておりまして、施設概要につきましては 2、新病院の概要に記載のとおりでございます。

次に、3、新病院の主な特徴についてでありますけれども、平常時には 1 床当たりの面積は現在の約 1.5 倍の広さを確保するとともに、個室を 18 床から 30 床へと大幅に増加するなど、快適な療養環境に最大限配慮した計画としております。また、ドクターヘリの運航により救急医療の強化を図るほか、若手医師の養成拠点として 3 階に地域医療研究センターを整備いたします。そして、災害時におきましては安全で安心な病院として、非常用自家発電燃料と飲料水を七日分以上確保するなど、ライフライン対策にも万全を期しております。さらに、4 階の病棟は被災患者を受け入れる災害病棟として運用できる設計としたほか、自衛隊や海上保安庁の救難ヘリが離発着可能なヘリポートとして屋上部分を使える立体駐車場を整備するなど、先端災害医療拠点として機能の充実・強化を図ってまいります。

なお、資料といたしまして、2 ページ目には完成予想図と配置図、3 ページ目には平常時の平面図、4 ページには災害時の利用をイメージした平面図を添付させていただいております。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

西沢委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは質疑をどうぞ。

大西委員

今、各部局からいろいろ御説明いただきまして、その中で何点かお尋ねしたいことがありますので、事前ではありますけれども、簡潔で結構ですからお答えいただきたいと思っております。

まず、常任委員会の事前の時に物議を醸した分ですけど、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）について、これは最終ということでもございましたけれども、最終の想定が出されたわけでもございます。それでお聞きしたいのは、これは細かいことですし、私もまだ詳しく見えてないので何とも言えないんですが、一つだけ。この第二次、イコール最終の被害想定を出されて、徳島県地域防災計画、それから地震対策行動計画というんですかね、そういうのを今まで決めてきているじゃないですか。こういうふうに対策をしていきますということで、様々な観点から具体的な対策を考えて、計画化して、文書化しているわけですけど、一次の被害想定と二次の被害想定がどう違うのかというのが、余りよくこの資料では分からないんですよ。ここがこういうふうになりましたよという所に、ア

ンダーラインをしてあるとかすればある程度分かるんですが、そういうものがないので、一次の最初の発表とこの二次、最終の想定とどのように違うのかということで、まず違いがあるのか、ないのかですよね。

そして、あるとしたら、県地域防災計画とか地震対策行動計画とか、そういうようなものに反映させなければいけない。つまり、そういう計画等、今後の対策について更にもう一回、検討し直して、変えていく必要があるのかどうか。そこだけをお聞きしたいと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、委員より今回の二次想定と一次想定の違いという御質問でございますが、南海トラフ巨大地震に関する被害想定といたしまして、まず前提といたしまして東日本大震災クラス、マグニチュード9の地震を想定し、昨年10月末に出しました津波浸水想定、そして第一次想定の中には震度分布と液状化危険度分布というのをお示ししました。それを基に第一次想定では死者数・重傷者数等の人的被害と建物の全壊・半壊等の建物被害をお示ししております、それについては変更はございません。

今回は、先ほど言いました震度分布、津波浸水区域等を反映いたしまして、第二次の想定につきましては電気・水道などのライフライン被害、道路・鉄道などの交通施設被害、それと避難者数などの生活支障、その他経済被害などについて推計したものでございまして、前の部分と変わったというか、新たに追加したといった部分でございます。

それから2点目の、今回の想定を踏まえて各分野の計画とか対策にどう反映していくのかといったことで、今回、巨大地震の被害想定が取りまとまりましたので、当然のことながら、各分野での計画もこれに沿ったものに変えていく必要があるかと、機を見て変えていくといったことになろうかと思っております。

大西委員

分かりました。今後これを受けて、具体的な対策・防災計画については見直すべきところがあるのではないかというお答えでございまして、それについては幅広いし、どこがどうかというのは、事前でもありますし、そこまでお聞きしませんけども、必要性はあるということで、今後できるだけこれを受けて、こういうような対策をしてただけども、更にこういう対策を重ねてやっていきますよというようなことがあれば、どんどんと御報告、説明をしていただきたいなと思うわけでございます。

それから、この間から県庁舎だけでなく南部総合県民局はなってるのかなと思うんですけども、庁舎の入り口に遮水板というのか、防水ドアというのか、入り口から津波の水が入らないようにという遮蔽板みたいな物が取り付けられましたけども、これについて、今回、津波災害警戒区域の指定案についてということで、これは新聞にも出てたと思うんですけど、例示として県庁・県議会棟の周辺地域の10メートルメッシュの津波高の表示がされております。これを見ると、これのおりには来ない、低いかもしれないし、もうちょ

っと高いかもしれない。

ただ、これが一応想定ですよと言うんだろうと思うんですけども、もうすぐそこまで、県庁の敷地の植え込みの所までは 1.5 メートルの津波高と書かれてるんですよ。県議会の入り口の所になると急に 0.8 とか 0.9 メートルになってるんですけどもね。大体、地面から 1 メートルぐらいじゃないかなと思うんですけども、あれで防げるんですかね。あれで、最大津波というのが来たときでも防止できるという計算になってるんですかね。何となく、あれで津波を防止できるんだったら、そんなに被害が出ないんじゃないかというような気も、あれを見るとですけど。それで津波の被害を防止できるというんだったら、あれをみんな同じように大きなビルには付けたら、余り被害はないようになるんじゃないかというような気もするんですけども。マグニチュード 9 ですか、一番大きな地震が起こって津波が来たときに、あれで防除できるのかどうかというのをお聞きしたいんですけど。

西沢委員長

その前に、これを図面に書いている津波災害警戒区域図 (案) の左の下のほうに図がありますよね。基準水位は海面からの高さですね、図に書いている 0. 何ぼとか 1. 何ぼとかいうのは。県庁の地面の高さは何メートルになるんですか。これも絡んでくるわけでしょう。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、今回示しました津波災害警戒区域図についての御質問でございますが、今回この表示、0.8 とか表示しておりますのは、地盤からの基準水位ということでございまして、この絵にありますように、この基準水位と申しますのは、10月に公表しました浸水深に、建物に衝突した場合のせき上げといったものも計算して、それを加算した部分の高さ、基準水位を表示しております。津波の浸水深もレベル 2 という最大クラスで想定しておりますし、建物に衝突して、防潮壁とかにぶつかってせき上げする部分を加えた津波の最大の高さの目安といった基準水位ということでございまして、県庁の場合は道路より若干上がってますので、0.8 とか 1 メートルあれば防潮扉はもつといったことで、1メートルの防潮扉を設置させていただいておるところでございます。

大西委員

今、室長から県庁舎に 1 メートルの防潮扉を付けたので、津波は県庁の建物から防除できて、損壊しないというお答えのようだったと思います。ただ、私のイメージでは以前から最大の津波は徳島市内でも、あれは海拔だと思うんですが、5メートルぐらいが来る所もあると言われてますよね、全部が全部じゃないんだろうと思うんですけど。それからすると、ここは新町川の所から 5メートルといったら、もうちょっと高くなるんじゃないかと私は思うんですけども、素人の感覚ですから間違ってるかもしれませんが、意外と低かったり高かったりするとは思いますが。だけど、新町川から最大で仮に 5メートルの津波が来たとしたら、それでもその防潮扉で被害を防除できるということになってるんでしょう。

か。そういうふうに考えてよろしいんですか。先ほどの説明にはなかったんですけど。

三宅危機管理部長

この津波の想定ですけれども、以前に津波浸水区域図をお示しさせていただいた時に、例えば徳島市のマリンピアでは5メートル、これが最大波であるというようなお示しをさせていただいております。ただ、この5メートルというのは、いわゆるT. P. という平均海面潮位からの高さで表示をいたしております。今回は、それをベースにしますと、なかなか自分の所の地盤がそもそも何メートルかというのが分かりにくいので、基本的にその土地の地盤高をまずデータの中に入れておきまして、その地盤高からの高さというのを今回の基準水位としてお示ししております。ですから、海拔で何メートルという表示で前は5メートルというような数値が出てきたわけですけども、それでは広く地域全体でというのは難しいということなので、今回は地盤高からの水位ということですので、これをそれぞれの地点でどの程度の高さまでが危険なのかということにお使いいただきたい。ただ、委員がおっしゃったように、例えば県庁でございましたら、この県庁の今の地盤高をベースにした上に更にせき上げも考慮して、0.8メートルという高さまで注意を払っておけば、もう最大波でも防げるというような整理になっております。そこがちょっと分かりにくいところがありますけれども、今回の基準水位を有効に使っていただきたいというような趣旨でございます。

大西委員

部長の説明は一応分かりましたけど、何となく一般の方々が、巨大地震が発生して、海陽町なんか巨大な10メートルを超えるような津波が来るぞというときには、徳島市でも最大5メートルぐらいの津波が来ますよということになると、1階は全部水没やな、そして2階におっても危ないんじゃないかというような意識をずっと持ってたんですよ。だけど、今の話を聞くと、ここは海拔から4メートルぐらい地面があるということですかね。それで、あと1メートルぐらい防潮扉を付けたら、5メートルの最大津波が来ても県庁は守れるという御説明になったと思うんですけども、そうすると県庁からずっと眉山のほうに向かって行くと、1メートルぐらいの津波浸水ということになってきたら、そんなに大きな被害にならないだろうなというような感じがあるし、それだったらそれぐらいの堤防をずっと海側に造ったら防げるんじゃないかというような気になりました、今の説明を聞いています。

だから、ちょっと何か、私たち一般の人間の感じ方とこの津波災害警戒区域図(案)で出された数字が、今までの言われてきた最大津波高というような感覚からすると、かけ離れているというか、そういうようなイメージがあります。あるというだけで、皆さん方はそうじゃないと言うかもしれないんで置いておきますけど、私はまだちょっと納得できていないんで、またこれが終わったら、もう一回よく説明していただきたいなというふうに思います。だけど、恐らくもうこれでなってるから、お答えは変わらないんだろうと思うん

で、もしほかの委員で疑問のある方、委員長が疑問のある顔をしてますが、質問してください。

それともう一つ、新海部病院がいよいよ着手されるということで、私も昨年度、文教厚生委員長として審議させていただきまして、早くこういう書類上の形ができて、非常にいいなと思うんですが、これでちょっとお聞きしたいんですが、ドクターヘリが着けるように患者搬送用のヘリポートを造るということでございます。非常にいいことだなと思います。ただ、これはここでドクターヘリをするというのではなくて、受入れができるというような態勢になるんだろうなと思います。それで、この図では患者搬送はドクターヘリの写真で、負傷者・物資搬送は自衛隊のヘリの写真になっています。この荷重がドクターヘリ用は10トン、自衛隊用は12トンというふうになってますけども、これは2トンしか変わらないんですが、この負傷者と患者とどんなに違うんかよく分からんのやけど、5名から10名ぐらいの負傷者を一遍に運ぶということになって、その方を受け入れるとしたら、ドクターヘリ用のヘリポートに着けたほうが、一刻一秒を争う場合だったら、そのほうがいいんじゃないかと思うんですが、これはそういう分け方になってるんですか。例えば県の防災ヘリなんかは立体駐車場のほうでないとだめなのかとか、ドクターヘリと負傷者・物資搬送ヘリとを分けてるんですが、そこら辺の御説明をしていただきたいと思います。

松内施設整備推進室長

ただいま、ヘリポートに関しましてドクターヘリのヘリポートと立体駐車場の上に整備します救援用ヘリポート、これの役割分担に関する質問を頂きました。通常、ドクターヘリについてはそんなに重量が重くないので、6トン程度の荷重でもって設計すれば足りるということで多くの工事がなされておりますが、県立の3病院とも自衛隊のUH-60、これは17人乗りでございます、このUH-60が離発着できるように10トンの耐荷重ということで県立中央病院、三好病院は整備しております。海部病院につきましても本館の上に設けますヘリポートについては10トンで設計し、いざというときは自衛隊のUH-60が離発着できるように考えております。一方、立体駐車場の上に設けますヘリポートについては海上保安庁の更に大きい、23人乗りだったと思うんですが、その更に大きい救援ヘリ、それが離発着できるようにということで、それが12トン必要ということでございますので、現在使われております自衛隊とか海上保安庁、それから消防、警察、全ての救援ヘリが離発着できるようにするには12トンという設計にしたものでございます。

通常、ドクターヘリで患者さんを搬送しますのは病院の屋上で、大規模な災害が発生して多数の負傷者を搬送する場合は、やはりいろんな方を大量に運びますので、立体駐車場の屋上に一旦運びまして、救急医療を要する人は、この配置図を見てもらいますと2階連絡通路というのがございますが、ここがペデストリアンデッキということで、立体駐車場の屋上から病院の2階のオペに直結できるような動線となっておりますので、ここから救急搬送する、そんなにけがの程度が重くない方については、1階のトリアージスペースのほうに行っていただくというふうに考えております。

大西委員

ほかもそうだと思うんですけど、県のドクターヘリが6トンで、自衛隊が10トンのヘリで、海上保安庁のが12トンあるということで、最大のヘリも着けるようにという配慮で二つに分けたという意味は分かりました。

それから、患者搬送というのは通常平時の患者さんで、負傷者というのは災害時のけが人というような分け方のようなんですけども、10トンまではドクターヘリ用のヘリポートでできるわけですから、もう一回検討していただきまして、そこら辺、ドクターヘリだけがこの離発着場を使うというような取決めでなくて、さっき言われたように、5人とか10人とか一遍に運んできたときにトリアージするんだということで、それはそれで必要だと思うんですが、トリアージする時にひん死の重傷の方が一刻一秒を争うような場合に、早く集中治療室に運ばなきゃいけないというようなのが、トリアージのために遅れてしまうというようなことも考えられるのではなかろうかと素人的には思います。ですから、もうちょっとこのヘリポートの使い方について御検討いただけたら有り難いかなというふうに思います。

それから、この新海部病院についてはいつから着工するんですか。もう土地の造成は始まっていますよね。始まってないのかな。土地の造成をいつからやって、着工はいつからやって、完成は大体どれぐらいのめどで予定しておるのか、お聞きしたいと思います。

松内施設整備推進室長

海部病院の工事の工程に関する質問でございますが、この新海部病院については高台の上に整備するというので大規模な造成工事を控えております。委員の御質問にありましたとおり、造成工事のほうは業者も決まりまして、町と県と国が一体となって着手の準備を今進めておるところでございます。造成工事が非常に大規模なものでございますので、地域住民の方の協力を頂きながら、できるだけ早く進めたいということで順次、説明会等を開くなど、その中で協力を頂いてできるだけ早くしたいということで、現在準備をしているところでございます。建築工事のほうは造成がある程度進んだ段階で着手することになりますので、この造成の進み具合によりまして完成時期というのは若干変わってきますので、現時点ではできるだけ早く完成させたいということで考えております。

大西委員

ここに何も時期的なスケジュールは書いてないから、多分そんなお答えなのかなと思いましたが、やっぱりそういうお答えでございました。住民の方の反対があったら困るというようなことで、いろいろ配慮されているのかもしれませんが、やっぱり何のために高台に移して新しい病院にするかというのは、皆さん方が一番よく分かっているわけであって、それであるならばいつ頃、少なくともそういう一つ一つの土地造成、それから着工して建築工事、外構工事といろいろあると思いますけども、いつまでにしようという

決意がなかったら、防災のためにわざわざ新築して高台に上げてっていうことをするのに、3年も5年もかかるのかということだったら、ちょっと失望しますよね。

だから、わざわざ特別な資金を使ってぎりぎりセーフでできたわけですから、それを考えたら、その資金を使ってやるんだから、せめて2年間のうちにやり上げるとか、それが厳しいんだったら、この3年のうちにやり上げるとか、何かめどというか決意というか、そういうものを表示して、それでその地域の方々にはその間に大地震、大津波が来ないように祈ってもらうとか、何か安心感を与えるような、地域住民の方にも分かるようなことが必要なんじゃないかと思うんですけども。もう一回聞きます。いつ造成工事に着手できるのか、あるいはいつまでに完成させたいと決意しているのか。それをやっぱり示す義務があるんじゃないかと私は思いますけどね、この病院の意味、機能からしたら。どう思いますでしょうか。もし私の質問に答えなかったら、委員長が……（「私が答えようか、地元やから一番よう知っとるから」と言う者あり）

西沢委員長

小休します。（11時17分）

西沢委員長

再開します。（11時18分）

大西委員

今の質問はまた今度にしてくれという委員長のお話でございましたので、最後にこの都市計画法施行条例の一部改正ということについてお聞きします。これは今までの流れからしたら当然こういう状況になると思うんですけども、ここでよく分からないので、簡単に説明だけしてもらいたいんですけど、条例改正の概要で、条例に移行するものは定型的でかつ実績のあるものというのはどういう意味なんですか。ちょっとよく分からないんですけど。それと、指定道路における物品販売店舗の品目の制限を撤廃するということなんですけど、これはどういう意味があるんでしょうか。どういう意味で、こういう撤廃をすることでこうなって、それでこういうプラスになるんですよということなのか、ここだけ御説明いただきたいと思います。

九十九都市計画課長

都市計画法施行条例の一部改正について、目的のほうはこれまで開発審査会に諮っておった開発審査会の付議基準の一部を条例に移行して、手続の大幅な簡素化を図ろうとするものでございまして、その内容といたしまして、二つ目にございますけども、定型的でかつ実績のあるものということで、過去5年間の開発審査会の案件でございまして5年平均で年間125件ほどの実績がございまして。それで、それらを分析いたしまして、例えば他法令の許可とか承認なんかの必要がなくて、現行の開発審査会の付議基準の基準があるわけ

ですけれども、その基準を満足しておれば、開発審査会においてこれまで意見が大きく分かれることなく、スムーズに許可に至っているというような定型化しているという項目でございまして、今回その簡素化、迅速化の観点から条例に移行しようというようなことで、大体年間 125 件ぐらいあるうちの 6 割ぐらいでございまして。

それで、今日の委員会資料（その 5）の 2 ページ目のほうに、それぞれ左端に番号がございまして、例示で申し上げますと番号の 2、それから 3 といいますのは、まず 2 のほうは市街化調整区域内に親御さんのお宅があって、農林漁業に従事されている方、子供さんの別世帯を構成するための建築物に係る開発行為、それと 3 のほうは親御さんがお住まいになっているのが市街化区域内にあるというような場合、子供さんの別世帯を構成するための建築物に係る開発行為なので、これなんかはいろいろそれぞれの項目ごとに細目的な基準があるわけでございますけれども、そういう基準を満足しておれば、過去の実績から定型的に許可に至っているというような内容のものを条例に移行したいというふうに考えております。

それから、もう一つの御質問は、条例化に併せまして、移転に伴う経済活性化の効果をより一層高めるため更なる規制緩和ということで、指定道路沿いの物品販売店舗の品目の制限の撤廃というのがございまして、委員会資料（その 5）の 2 ページ目のほうの 27 号でございまして、指定する道路に面する物品販売店舗に係る開発行為ということで、この付議基準 27 号につきましては、ある道路、幹線道路でございますけれども、指定した幅の広い道路沿いに物品の販売店舗に係る開発行為というもので、平成 21 年度に創設したものでございまして、市街化調整区域内にあっても市町のまちづくりの考え方に即しまして、幹線道路沿いで利便性を活用して、品ぞろえのよい複合店舗も立地可能としようというようなものでございまして、幹線道路沿いの比較的大型店舗でございますので、それでかつ道路を指定して区域を限定しているというようなことから、品目の制限を外しても市街化の促進には大きく影響はないものというふうに考えまして、今回、品目の制限を廃しまして、更に規制緩和を図るということにいたしました。

大西委員

最初のことは分かりましたけど、もう一回聞きますけど、私が聞いているのは、物品販売店舗の品目の制限を撤廃するというので、これは何の意味があるんですかと。今まででもできたということですよ、今の話だったら。結局、余り撤廃したって問題がない、市街化の促進が余り起こらないだろうということ、これを撤廃しましたという説明ですけど、今更こんなところでやるんですか、これ。じゃあ今までは間違ってたということですね。そういうことを認めてるんですよ。事前ですからもういいですけど、自分たちがそういう制限をかけてたということが間違いだということですよ。私は間違ってますと今言ったんですよ。このロードサイド店舗というので、品目が制限されてましたと、それでそういう制限を取っ払っても、全く市街化促進に対しては余り影響がないから今回外しますよと言われたでしょ。それは今までやってたのが間違いだったということ。だったら、今ま

でにやりたかった人はその間違いのために店舗とかできなかつたとかいうことが出てきたということになるんじゃないかと思えますけども、もう時間なんで結構です。

古田委員

第二次の被害想定が出されて、その中で幾つかお尋ねしたいと思うんですけれども、今回ライフラインの被害とか交通施設被害、生活支障等の被害、経済被害がこういうふうに予想されるというふうなことで出されているんですけれども、その中で私は生活支障等の結果で、避難者が当日で20万2,200人、それから1週間後でも22万6,500人、避難所外、親戚とかいろんな所に行く人もたくさんいるわけですけれども、まずはこの避難所にこれだけの人たちを受け入れられるような整備が、指定も含めてできているのかということでお伺いしたいと思いますけれども、たくさんになりましたので、今後どのようにされていくのかということも併せてお伺いできたらと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、第二次被害想定を踏まえた避難所についての御質問でございますが、今回のケースは最大クラスの地震で冬の18時に被災した場合の避難者数ということで、最大のケースで1週間後に36万人余りとなっております。避難所での避難者数22万6,500人といったことで、現在、避難所につきましてはこの想定を見ていただきまして、各市町村に対応をお願いするといったことになろうかと思えますが、市町村によりましては足りていないとか、あるいは余っているといった所もございます。それにつきましても、私ども県といたしましても今回の想定結果を踏まえまして、各市町村が一步步避難場所の指定や整備が進められますよう、市町村が行う避難所の整備、あるいは避難所自体の機能強化につきましても補助金等で支援してまいりたいと思っております。また、新聞報道でありましたように、徳島市等足りていない所がある、片や足りている所もあると聞いておりますので、広域連携、県と市町村によります相互応援協定というのも結ばせていただいておりますので、そういった広域的な連携の中でも、避難所につきましてどういう対応ができるのか、県内全体で考えていきたいと考えております。

古田委員

市町村が担うところが多いわけで、市町村との連携も深めて、機能強化も含めて、取り組んでいかれるということでございます。

それと、県立学校の場合も避難所に指定されている所がたくさんあると思えますけれども、大きく受け入れるという方向でありましたら、県立学校なども全て受入れの避難所にしていくべきではないかなというふうに思うんですけれども、市町村からの要請もあるかどうかというふうなことも含めてですけれども、今、県立学校でどのくらい避難所に指定されているのか、それと受け入れられる施設というのがどのくらいあるのかというのを伺いしたいと思います。

高原体育学校安全課長

委員から県立学校の避難所の数についてお尋ねいただきました。現在、高等学校で避難所指定になっておりますのは32校、概数ですが、それぞれの学校の申告の受入れ人数を足しますと1万8,400名でございます。特別支援学校につきましては5校、700名。現在、校舎の改築中といったような理由で数が出ていない学校もありますので、若干これに数字としては加わると考えられます。

古田委員

耐震化も27年度末までには全て、100パーセントにするというふうな取組もされておりますので、ぜひ県民の皆さんの避難所としても機能を発揮していただきたいというふうに思います。

それと、医療機能の想定で新たに入院が必要だと、大きな災害が起こった場合に、それが9,300人というふうなことが想定されてるんですけども、この9,300人がどのくらい受入れ可能なのか。今現在の災害拠点病院とか支援病院などでどのくらい対応できるのか分かりましたら、お伺いしたいと思います。

田中医療政策課長

委員から災害時、今回の災害を想定した入院患者9,300人の受入れ先のお話を頂いております。今のお話にありましたように、まず活躍していただくのは県内に11ある災害拠点病院ということになっておりまして、災害拠点病院全体11病院といたしましては約3,300床の病床を備えているというところでございます。さらに、県単で災害拠点病院をバックアップする災害医療支援病院というのも昨年度、今年度と8病院指定しておりまして、それにつきましては約1,500床ということで、その二つで5,000弱でございますけれども、5,000弱の病床を備えるということになっております。災害時においては弾力条項の適用等がございますので、約2倍の入院患者の方を収容できるというふうな規定もございますので、我々はその中でできるだけのことをやって、それ以外につきましても徐々に復興が進むにしたいがままに、100近い病院あるいは600を超える診療所が徐々に機能を回復する中で対応ができるのではないかと考えているところでございます。

古田委員

災害拠点病院の11の病院と支援病院として8病院を指定されているということで、5,000弱の受入れの病床があるということですが、そこは8割ぐらいは入院患者さんがいるわけで、新たに受け入れるというのは5,000床あってもほとんど足りないわけで、そのようなところをどうしていくのか。それから、支援病院を増やしていくというふうな取組も必要ではないかというふうに思うんですけども、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

田中医療政策課長

今、委員のほうから、5,000 床弱でございますけれども、それで 9,300 人に足りないのではないかというような御質問を頂いております。先ほども少し申し上げたんですけれども、災害拠点病院につきましては病床数の約 2 倍の受入れが災害時、緊急時には可能とするような態勢を日頃から心掛ける、準備をしていただくということになっております。実際に倍、完全に使えるかどうかというのは、まだこれからソフト面の充実というのが必要だと思っておりますけれども、現時点においては想定範囲というように考えております。

それと災害拠点病院 11、災害医療支援病院 8 の 8 の部分、災害医療支援病院を更に増やすということでございますけれども、私どもといたしましては昨年度、実は 3 か所指定してございまして、更に今年度 5 か所ということで、各医療圏域にできれば複層的に 2 か所程度設置するというふうな、まずはそういった基盤をしっかりと整備していくところから始めたところでございまして、実際に有事の際にそれが機能するようにこれからしっかり取り組んでいかなければいけないなということで、災害時の医療救護マニュアルというのを我々持っております。その充実に努めていく中で、本当に災害拠点病院あるいは支援病院として機能できるように努めてまいりたいと考えております。

古田委員

しっかりと対策をしていただきたいというふうに思います。

それと、農業版の B C P が発表されたんですけれども、その中で今回付け加えられた点が、事前対策として地籍調査の推進に関する項目の追加とか、いろいろ追加されているんですけれども、地籍調査の件でお伺いしたいと思います。今現在どのくらいできているのか。それと、津波の想定区域での進捗が急がれるわけなんですけれども、そういった辺りはどのように進めていく予定なのか、取組についてお伺いしたいと思います。

井筒農業基盤課長

ただいま御質問がありました農業版 B C P 第 2 版に係ります地籍調査の推進でございますけれども、まず地籍調査につきましては、重要かつ限られた資源である土地につきまして最適な利活用と保全が図られ、これが安定的に維持されるよう土地に係る情報及び境界の整理、整頓を行いまして、地籍を明確にするものでございます。この地籍調査を実施することによりまして、不明確であったために生じる様々な問題の解消が図られまして、公共事業の円滑な推進であるとか、災害復旧の迅速化、課税の公平性の確保など、一石何鳥もの効果が期待できるということで県としても取り組んできたところでございます。現在の本県におけます平成 24 年度末の進捗状況でございますけれども、県全体といたしまして 30.6 パーセントの進捗率となっておりますところでございます。

また、もう一点の御質問であります今後の推進につきましては、この地籍調査につきましては東日本大震災の復興過程におきまして、その重要性について復興支援で宮城県のほ

うに派遣されております本県職員からも報告されているところでございます。そういったことから沿岸部における地籍調査を今後とも重点的に実施してまいりたいと考えております。

古田委員

頂いた資料によりますと、津波の想定区域として海岸沿いの 8 市町に北島町と藍住町が加わって 10 市町になっているわけですね。その中で松茂町とか北島町などは 100 パーセント地籍調査が進んでいるということですが、あとの市や町ではまだまだ進んでいないところがたくさんあって、特に牟岐町が 3.7 パーセント、美波町が 0.3 パーセント、海陽町が 1.8 パーセント、藍住町が 2.7 パーセントというような状況で大変低いわけですが、こうした所への取組強化をしなければいけないなというふうに思います。ぜひ取組を強めていただきたいというふうに思いますけれども、このところはどのように対応されていく予定でしょうか。

井筒農業基盤課長

ただいま委員から御指摘のありました各市町村、特に県南地域の海部郡におけます 3 町の進捗が遅れているという御指摘でございますけれども、この 3 町ともに地籍調査に着手した年度が新しく、進捗が遅れているような状況でございます。

古田委員

ぜひ取組を進めていただきたいというふうに思います。

それと、この別冊マニュアル集ということで今回、津波・塩害からの営農再開マニュアル第 2 版というのが出されて、作目別の除塩目標というふうなことでセンターで実証実験もされて、いろんな調査が出されています。福島の方に支援にこの度も行ってきたんですけれども、乾いてくるとたんぼや畑が真っ白になって、そういう塩害を見ると、どのように再開をしていったらいいのかというふうなことを思うわけですが、そういったセンターでの取組が進められているということでは、大きな津波なんかが起こったときに、徳島県としてはすぐに対応していけるのではないかなというふうなことで、大変頼もしく思っています。今回、大根に加えていろんな作物もされているんですけれども、今後沿岸地域、特に津波を受けやすい地域での作物なんかもどんどん実証実験していただいて、現場に活かしていただきたいというふうに思うんですけれども、この点はどのように取組を強める予定でしょうか。

井筒農業基盤課長

ただいま御質問のありました津波の被害を受けた農地におけます営農再開に向けた作物別の除塩目標の設定でございますけれども、委員がただいまおっしゃいましたように、これまでに大根、今年度はなると金時、らっきょう、れんこん、水稻等の作物別の除塩目標

値を設定したところでございます。今後とも津波被害が想定される品目について順次試験を行っていく予定としておりまして、現在はねぎ、にんじんについて試験を行っているところであります。この試験結果によりまして基準を設定いたしまして、次の新たなBCPの改訂版に盛り込んでいきたいと考えております。

古田委員

しっかり進めていただきたいと思います。

最後に、徳島県防災会議の件でお尋ねしたいと思います。この25年度は10月28日に防災会議が開催されているんですけれども、その防災会議の委員に女性の視点をというふうなことで、女性委員を今年度は5名増やしていただいて取組をされているんですけれども、どういう目的でこの防災会議が開催されているのか、年何回開催されているのか、どのくらいの時間論議がされているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

竹岡南海地震防災課長

防災会議についてのお尋ねでございますが、徳島県防災会議は災害対策基本法に基づく法定の機関でございます。主な役割といたしましては、行政機関の災害対応の業務大綱でございます。地域防災計画の作成及び修正が主な審議の事項となっております。

それから、女性委員につきましては、委員の御質問にあったように、災害対策基本法の改正がございまして、防災に男女共同参画の視点等を踏まえるというような趣旨、あるいは高齢者、障害者の視点を踏まえるということで基本法が改正されまして、今般5名の委員を新たに任命させていただいたところでございます。

防災会議の時間が非常に短くて、十分な議論が尽くせないのではないかという御指摘に関しましては、先ほど申しましたように、この防災会議の主な役割が県地域防災計画の修正ということでございまして、これにつきましては実際の審議時間というのは、原案ができて、それについての意見を頂くという期間でございますが、この原案を作るまでに防災会議の構成委員とは十分連絡、調整あるいは意見を反映させていただくということにしておりますので、実際の時間につきましてこの準備段階での意見というのを十分踏まえさせていただいております。

何回開催するというにつきましては、その都度開催させていただくというふうに考えております。

古田委員

ホームページで24年の6月26日に開かれた議事録を見ますと、45分間で、52名の委員がいてこの時は42名が参加されているんですけれども、飯泉知事が防災会議の会長であり、議長であるんですね。ですから、議長が言うのとそれぞれ担当課がいろいろと言うのとで、発言は全て異議ありませんかとか、質問ありませんかというふうに聞かれても、異議なし、発言なしというふうなことで、一人も発言されていないんですよ。それと25年10

月 28 日に開かれた会議は 50 分間で、それも説明とかいろいろされて、発言はというと自衛隊の方が一つ、深層崩壊になって孤立した場合にどのように対応するんですかというふうな質問をされている、それ一人なんですよね。

女性委員も 16 名になっているんですけども、せっかく大勢の人が集まって、大所高所から御論議をとということで知事は言われているんですけども、余りにも発言がない。45 分や 1 時間足らずの時間でいろんなことが論議できるのかなということを疑問に思うのと、やはりもっと意見が出やすいように、知事が議長をされていたのではなかなか皆さん意見を出しにくいのではないかなというふうに思うんですけども、そこら辺はそれぞれの所で、幹事会とかいろんな所でやってるからそれでよしで、そんなんでいいんでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

先ほども御答弁させていただきましたが、実際の会議につきましては地域防災計画の修正というのが議題でございますので、この計画につきましては議題の性格上、一定の結論を導き出す必要があるため、防災会議当日に至るまでに相応の時間をかけまして、委員のほうとは十分コミュニケーションを図り、幹事会という形で委員の補佐をしている方々からも意見調整を行っておりまして、結果として防災会議ではこの議題につきましては短時間で合意形成に至っているというふうに思われます。ただ、一堂に会して行う会議でございますので、十分な意見交換をしていただくような議題とか時間も設けてございますので、今後も性格に応じた議事進行について進めていきたいと考えております。それと、女性委員の御意見につきましては、今般新たに女性委員を増やしておるところでございますが、これにつきましても今後避難所運営等、様々な県民の皆様に影響する施策を講じていく中で、女性委員の方からは今まで以上に、女性の視点からの御意見を積極的におっしゃっていただけますよう環境整備というのは図っていきたいと考えております。

古田委員

今回、私は飯舘村の方々が避難されている仮設住宅に行かせていただいて、いろんな御意見も聞いてきたんですけども、そこで集会所などで高齢者の方を集めて、日頃のいろんなことを出し合ったりしている中心になっているのは女性の方なんですよね。そういった女性の方々からの意見をしっかりと反映できるような防災会議にしていきたいというふうに思いますので、このことを要望しておきたいと思います。ますます女性の委員もさらに増やしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

岡本委員

先ほど県土整備部が 150 万円という補正の話があって、たしかこの委員会というのは 480 億円ぐらいあって結構大きい予算なんやけど、150 万円というのは、次の国の補正予算に向けて、この議会が終わるまでにぼんといっぱい付くという予想で言ってるんですが、実は昨日、日銀の理事が来てまして、知事がこんな話をしてました。補正予算はいろいろ

あるんだけど、5兆円から始まって、ぼんと風呂敷を広げてくれたんやけど、どんどんどんどんこうなると。皆さんの意見は公共事業が今回の補正でうまくいかない、地方の景気は間違いなく下振れするでしょうねと。私も日銀の理事に申し上げましたが、知事は2兆円ぐらいって、実は昨日の11時15分の話。今、半分ですよ。

それ以降、今朝、約半分になってきて、なんでこんな話をするかという、付託委員会でぼんと出るか、閉会日に、これは議事順序は我々がまた考えますが、いずれにしてもこの議会のどこかでそういうことになるんだけど、防災の関係の予算を消費税絡みとか、しっかりやってくれるということになってたんですよ。それで、去年の14か月予算と全く違うのは、今回の補正予算は何となく地方からちゃんと上げていって付く。前回は全く関係なく、ぼんと付いたから、ある意味でよかったけど、多分かなり今朝現在で部局も困ってるんじゃないかなと思ったんです。うちがこのぐらいいけると思いよったのが、そうじゃないのかなというのが僕の感触なんやけどね。その辺、感触とか、大変なことだろうと思って、もっと分かりやすく言うと、ある程度このぐらいいと思いますと言って、丸ですよってというのが二十日ぐらいまでの話であって、だんだんだんだん下がって、まだはっきりしないんやけど、その辺はどうなんですか。

中内県土整備部長

国の補正予算の編成という御質問でございます。今日の新聞報道にもございましたけれども、昨年が公共事業レベルで2兆円足らず、1.8兆円の規模だったと思うんですけども、それが半分ぐらいになるのではないかというようなことで、特にその中で重点的なのが、議員がおっしゃったように、防災・減災ということで予算が編成されるものというふうに考えております。

岡本委員

皆さんよく分かってるんやけど、防災・減災、南海トラフうんぬん、ここで予算を頂かないと我が県はやっていけない状況にあるわけですから、議会も大事なんやけど、とにかく頑張ってもらわんと。今度出てくる時期は分からんですけど、付託の委員会は無理かな、閉会日の時にもう一回委員会をするのかなというような感じなんやけど。とにかくこれは一番皆さんが大変なんやけど、我々も大変やし、この防災の委員会としても非常に厳しい現実に直面しているわけで、なんとかそこはあらゆる知恵と工夫を頂いて、頑張っって次の付託かいつかのこの定例会中の委員会に出てくる額がかなりいってないと苦しいかなと思ってます。多分かなり予想が外れてるのよ。がたってきたるのよ、昨日から今朝にかけて。頑張ってください。

森本委員

今、岡本委員がいいことを言ってくれて、本当にそのとおりなんで、各部がそろってる委員会はこれしかないわけですから、やっぱり頑張ってもらいたいなど。南海トラフの関

森本委員

部長も同じようにお考えいただいていることに安心いたしました。広報手段というのが、OUR 徳島というのは一番県の普及している広報誌ですから、私はそれをメインに毎回毎回ある程度のスペースを割くべきだなと思います。予算が許すのであれば、四国放送やNHKあたりにスポットの広告を出すのもいいし、新聞紙面に広告、だからメディア関係も協力していただいて安くするとか、そういうことも話合いをしていただきたいなと思っております。これはそんなにゆっくりできることではないので、早めにどんだんだんだんいい考えがあったら採用していただきたいと思います。

西沢委員長

今、県職員録をのぞいてみよったんです。私も防災のことをずっと言ってきましたけど、結局、防災の仕事というのはどんだんだんだん増えてきよんですね。多分、今回この浸水域のことをやったら、またこれに対してもいろんなことをやっていかないかんと思うんですけども、仕事量がどんだん増えてくるけども、それに対して職員の方々の能力的な問題、時間的な制限で大丈夫なんかなという気がするんですよ。私の頭の中では大分、職員がパニックになってないかなと。どうでしょうか。皆さん、残業がかなり増えてませんか。そんな気がするんだけどな、これだけ仕事量が増えてきたら。把握してないんだろ。

楠本危機管理政策課長

まず、県職員全体の超過勤務……（「いや、防災の関係」と言う者あり）それは、数字的なものは当然把握しておりますが、23年に東日本大震災が起こりまして、その後、対策等を進めていくということで、やはり23年度に私どもの部としては一番超過勤務は多い数字でした。24年度も津波浸水とかの対策で超過勤務が多い状況ということで、やはり緊急の対策を進める上では、厳しいですがそういった際には超過勤務も増えてきているような状況にはありますが、職員全体で助け合いながら、なるべく超過勤務は減らしながらというふうな態勢にはしておりますが、どうしても急ぐ場合には、東日本大震災以降増えてきている現状にはあります。

西沢委員長

本当に仕事量がものすごい増えてきていると思うんですよ。この職員録で事務の関係を見ましたら、一応は区分けをしておりますよね、危機管理部の中でも。これは、さっき言いましたように、その中で区分けはされてますが、非常に仕事が増えたときには、みんなが助合いをやっているわけですね。そういうことは危機管理部の中ではやっているわけですか。

楠本危機管理政策課長

やはり個別、個別だけでは進みませんので、情報も共有いたしますし、訓練があればそ

ここに集中化するということで、それは部として、全体として協力しながらやっております。災害対応についても当然、協力しながらなるべく集中化しないようにしてはいますが、担当によれば、主担当になれば多く集中する場合がありますが、基本としては全体で協力してやろうというふうな姿勢で皆さんに協力していただいて、事業を実施しておるところでございます。

西沢委員長

例えば、この危機管理部の中でもかなりの人数を占めておるのが、財務管理とかかな、事務処理なんか。かなり人数がいますよね。例えば、危機管理担当の中でも管財課関係で10人、それと病院局関係、教育委員会関係、警察関係となってますけども、じゃあ管財課関係というのは応援態勢をとれるんですか。これだけかなり人数がいますが、当然ながらこの事務はせないかんと思えますけども、結局ほかから来て全然形態が違ったら、ようやらんとか、そんなんがあるんかもわからん。私が思うのは、想像だけじゃなくて、現実的に多分かなり大変な人がいっぱいおるんじゃないかなと、部署的にですよ。本当に助合いをせないかんような、必要な人がいっぱいおる気がして仕方がないですよ。その人でないとできんような問題とかね。

そのあたりをどう調整するかというのが、多分必要なんじゃないかな。それで危機管理部の中でできんかったら、他の部署からも兼務で引っ張ってくるとか、そんなんをもっと臨機応変にせんかったら、例えばまた12月に防災の訓練があるわけでしょ。それに対してもばさっと仕事量が増えるわけでしょ。そういうふうなことで、ものすごい忙しい時と忙しくない時とがあるんだろうけども、特に危機管理の部署というのは、ものすごい仕事量が増えてきていると思うんで、来年度に向けての人数の確保もあるでしょうけども、現実的に今のところでも大変な所がいっぱいあると思うんで、そこらあたりはちゃんと調整してあげてほしいなと思えます。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって防災対策特別委員会を閉会いたします。（12時10分）